

2026年6月11日 全5頁

有価証券報告書の記載事項の整理が始まる

2028年3月期から適用の可能性

金融調査部

研究員

藤野 大輝

[要約]

- 2026年5月18日、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）の第5回が開催され、今後、有価証券報告書の記載事項を整理していくという方向性が示された。
- 有価証券報告書と事業報告等の一本化を踏まえた有価証券報告書の固有の開示事項の整理や、コーポレートガバナンス報告書や任意開示書類（統合報告書など）との情報の重複に関する検討が行われると見込まれる。
- 第5回 DWG では、有価証券報告書の固有の開示事項の見直し後の記載様式の適用については2028年3月期からとすることが提案された。

1. 背景

2026年5月18日、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）の第5回が開催された¹。この回では、今後のDWGで有価証券報告書の記載事項を整理していくという方向性が示された。背景には、非財務情報の拡充と、株主総会前の有価証券報告書の提出（総会前開示）へのニーズの高まりがある。

2003年以降、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（MD&A）、「コーポレート・ガバナンスの状況等」など、様々な非財務情報が有価証券報告書の記載事項として規定されてきた。足元では、特に企業のサステナビリティ情報の開示が求められており、2023年3月期から「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載が必要となった。さらに、2027年3月期から一定の企業は、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の基準に準拠した詳細なサステナビリティ情報を開示しなければならず²、開示翌年からはサステナビリティ情報への第三者保証も求められる³。

総会前開示に関しては、2025年3月に加藤金融担当大臣（当時）が「（前略）今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。（後略）」と要請を行ったこと⁴を受け、多くの企業がこれに取り組み始めている。金融庁および東京証券取引所が2026年4月10日に公表した「コーポレートガバナンス・コード ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（CGコード）の改訂案でも、原則1-2で総会前開示が求められている⁵。特に、株主総会開催日の3週間以上前に有価証券報告書を提出することが最も望ましいとされており、企業の取り組みの加速が投資家・株主から期待されているといえる。

2025年12月26日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、投資者の利便性、企業の負荷軽減、対話の充実といった観点から、有価証券報告書の記載事項の整理について審議を行う予定とされていた⁶。これを受け、第5回DWG以降、整理について審議が開始された。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/shiryu/20260518.html

² 東京証券取引所プライム市場上場会社のうち、平均時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、1兆円以上の企業は2028年3月期から、SSBJの基準に沿った開示が求められる。詳しくは拙稿「[開示府令の改正（サステナビリティ・人的資本開示の拡充）](#)」（2026年3月24日、大和総研レポート）を参照。

³ SSBJ基準を適用した企業への第三者保証について、詳しくは拙稿「[SSBJ基準の適用範囲や保証制度の整備](#)」（2026年1月21日、大和総研レポート）を参照。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

⁵ CGコードの改訂案について、詳しくは藤野大輝、矢田歌菜絵「[コーポレートガバナンス・コードの改訂案が公表](#)」（2026年4月27日、大和総研レポート）を参照。

⁶ ディスクロージャーワーキング・グループ報告について、詳しくは拙稿「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表](#)」（2026年1月8日、大和総研レポート）を参照。

2. 有価証券報告書の記載事項の整理に関する論点

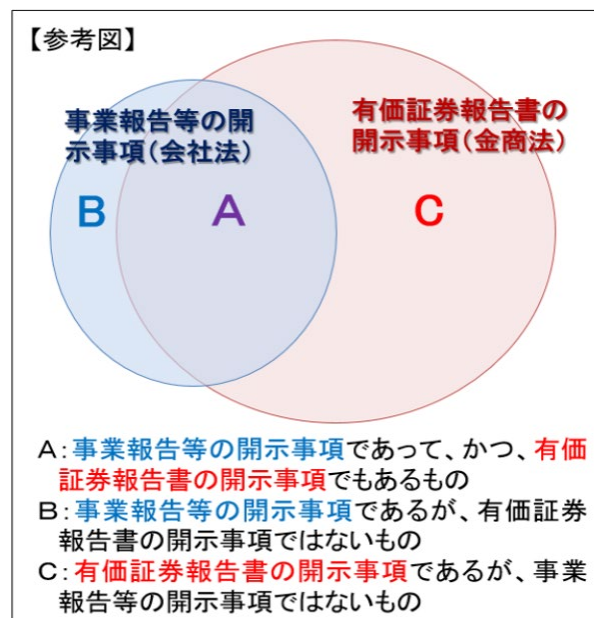
(1) 有価証券報告書と事業報告等の一本化

総会前開示へのニーズの高まりを受け、現在、法務省の法制審議会―会社法制（株式・株主総会等関係）部会で、有価証券報告書と事業報告等の一本化に関する審議が進められている。総会前開示に係る企業負担として、「金融商品取引法上の有価証券報告書」と「会社法上の事業報告等」という重複箇所がある二種類の書類を提出しなければならないという課題があり、これを解消することを意図している。

2026年4月2日に公表された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」では、上場会社が電子提供措置開始日（株主総会日の3週間前の日または招集通知を發した日のいずれかの早い日）までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合、事業報告等を作成することを要さず、かつ、当該有価証券報告書について金融商品取引法に基づく監査をした場合は、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすとされた⁷。つまり、二つの書類を一つにまとめて提出することが可能になるとともに、会計監査も一度で済むようになると解される。

ただし、株主総会日の3週間以上前までに、事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出することのハードルは依然高いと捉えられる。法制審議会―会社法制（株式・株主総会等関係）部会では、事業報告等の開示事項の見直しについて引き続き検討が行われると見込まれる。

図表1 有価証券報告書と事業報告等の開示事項



(出所) 法務省民事局参事官室「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（2026年4月2日）

⁷ 有価証券報告書と事業報告等の一本化について、詳しくは拙稿「[有価証券報告書と事業報告等が一本化される](#)」（2026年4月23日、大和総研レポート）を参照。

第5回 DWG では、金融庁が法務省と共に事業報告等の固有部分（図表1のBの部分）を特定するとともに、有価証券報告書の開示事項との共通化を図るための検討作業を行っていること、検討結果を対応表として整理して公表する予定であることが示された。また、今後の DWG では、有価証券報告書と事業報告等の一本化を踏まえ、有価証券報告書の固有の開示事項（図表1のCの部分）を対象として検討していくことが提案された。この点に関して、賛同の意見が多数を占め、提案に沿った検討が進められていくものと考えられる。

ただし、今回の検討によって、企業負担の軽減のために有価証券報告書の記載事項を大幅に削減することになるとは限らない。企業が負担と考えている記載事項を特定した上で、当該記載事項が投資判断にとって有用性が低い場合には削減するものと考えられるが、投資判断にとって有用性が高い場合はむやみに削減するものではなく、企業負担とのバランスを検討することになる。第5回 DWG でも投資家サイドの委員を中心に、削減への慎重な姿勢や情報の有用性に関する意見が見られた。

（2）各種書類との重複

有価証券報告書に関して、事業報告等との重複の他にも、コーポレートガバナンス報告書（CG 報告書）や、統合報告書をはじめとした任意開示書類との重複について課題が共有された。こうした他の書類との重複についても今後整理されていく見込みである。

図表2 各種書類の比較

	有価証券報告書	事業報告等	CG 報告書	統合報告書
根拠法など	金融商品取引法	会社法	取引所規則	—
目的	情報提供による 投資者保護	株主 への 説明責任	CG 情報の 投資者 への共有	企業ごとに 異なる
提出期限	事業年度末から 3 カ月以内	定時株主総会の 招集通知と同時 (注1)	株主総会后、 遅滞なく (注2)	なし
提出方法	EDINET	書面送付・ 電子提供措置	TDnet	各社ウェブ サイトなど

(注1) 電子提供措置をとる場合は、電子提供措置開始日。

(注2) 報告書の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該変更内容を記載した書面を提出する。

(出所) 法令諸規則等より大和総研作成

ただし、それぞれの書類の違いについては注意しなければならない（図表2）。まず、根拠となる法令諸規則が異なる。有価証券報告書は金融商品取引法で開示が求められている一方、CG 報告書は取引所規則（有価証券上場規程）に基づいている。そのため、例えば虚偽記載に対す

るエンフォースメント（罰則）についても有価証券報告書に対しては重い刑事罰等が規定されているが、CG 報告書は改善報告書の提出や公表措置などにとどまる。

また、各種書類の役割や目的も異なる。有価証券報告書は公正な価格形成等による投資者保護を、事業報告等は株主に対する説明責任を果たすことを目的としているといえる。これに対して、CG 報告書は企業のコーポレート・ガバナンスの状況を投資者に伝える役割を担っている。

これらの法令諸規則で開示が求められている書類に対して、統合報告書はあくまで任意開示書類であり、開示するか否かは企業に委ねられている。統合報告書の作成については国際統合報告フレームワークという基準において定められている。多くの企業がこれを参考としているが、法的拘束力はなく、必ずしも従う必要はない。国際統合報告フレームワークでは統合報告書の目的は、財務資本提供者に対して、企業が長期にわたってどのように価値創造をするかを説明することとされている。ただし、企業によってその位置づけは異なる可能性がある。

このように、各種書類の開示事項に重複があったとしても、それぞれの意図が異なっている。第 5 回 DWG でも、委員からは各種開示の目的・役割が異なることへの指摘や、目的・役割の明確化が必要であるという意見があった。今後、制度横断的な検討が行われることが考えられる。

3. 今後の動向への注目

今後、DWG において、有価証券報告書の固有の開示事項（前掲図表 1 の C の部分）を対象とした記載事項の整理と、CG 報告書や任意開示書類を含めた開示する情報の重複に関する検討が行われていくものと捉えられる。

第 5 回 DWG において、事務局からは、有価証券報告書の固有の開示事項の見直し後の記載様式の適用については 2028 年 3 月期からとすることが提案されていた。適用に向けて、審議が続けられるものと見込まれる。

有価証券報告書の記載事項の整理は、投資家における情報の有用性の観点、企業における作成負担の観点の両方から、広く注目度が高いテーマである。一部の開示事項が調整されるのか、大幅な見直しが行われるのかを含め、今後も動向を見守っていく必要があるだろう。